

令和2年笛吹市議会第2回臨時会

令和2年第2回臨時会を招集しましたところ、御多忙にもかかわらず早速御参集を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策について、国は、5月14日に、新規の感染が減少傾向にあることなどから、山梨県を含む39県で緊急事態宣言を解除しました。

緊急事態宣言対象区域が全都道府県に拡大されてから、これまでの1か月弱の間、外出自粛や休業協力の要請による影響は著しく、個人においては、休業や失業等による収入の減少、事業者においては、売上の激減や資金繰りの悪化により、経済的に困窮するなどの事態が生じています。

このため、国においては、家計への支援として一人につき10万円を支給する「特別定額給付金」や、ひと月の売り上げが前年の同月比で50%以上の減少となった事業者に対して給付金を支払う「持続化給付金」などの緊急経済対策を行っています。

また、県においては、爆発的感染拡大に対応できる医療提供体制の強化、休業助成金の創設及び経済変動対策融資などを行っています。

今回、市では、国や県が打ち出した支援策を見極め、整理した上で、国や県の支援に、単なる上乘せをするのではなく、基礎的自治体として必要なきめ細やかな支援を行うべく、多くの市民の皆様が不安が解消されるよう、補正予算を編成いたしました。

この度、山梨県においては、緊急事態宣言が解除されましたが、緊急事態宣言が引き続き発令されている東京、神奈川などと隣接しております。

また、今後、第2、第3の感染拡大の波が来る可能性も想定しておかなければならず、その波が来たとしても、生活と経済の両輪を止めることなく前進させ続けることが必要です。今後も、新型コロナウイルス感染症対策に力を尽くしてまいりますので、議員各位をはじめ、市民の皆様におかれましては、引き続き、御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

令和2年5月18日

笛吹市長 山下 政樹